

いわゆる未修者コースと既修者コースの法制上の関係について

- 法制上、いわゆる未修者コースと既修者コースは別の制度となっていない。
 - ・専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院が、法科大学院とされる。
 - ・法科大学院の標準修業年限は3年とし、93単位以上の修得等を要件とする。
 - ・法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、原則30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位の修得をしたものとみなすことができる。
 - ・その際、在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学したものとみなすことができる。

- 一方、いわゆる未修者コース修了者と既修者コース修了者については、合格率に差があるなど、その違いを制度との関係でどのように整理するかが課題となっている。

（参考）改正後の専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）

（法科大学院の課程）

- 第十八条 第二条第一項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。
- 2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二条第二項の規定にかかわらず、三年とする。
 - 3 （略）

（法科大学院の課程の修了要件）

- 第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当することとする。
- 一 法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得すること。
 - 二 （略）

（法学既修者）

- 第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下この条において「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同号に規定する単位（第二十条の三第三項の規定により法科大学院が定める必修科目の単位を含む。）については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。
- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。
- 3・4 （略）